

2004.10月号

NIPPON GOOD PARTS

No.162

NGP NEWS

自り法対応緊急特集

自動車リサイクルシステムへの 事業者登録はお済みですか？

自整業の自り法対応はNGPグループがバックアップします。

来年1月1日より、本格施行となる自動車リサイクル法。整備事業者の場合、継続検査時の預託実務、使用済自動車の預託実務、電子マニフェスト制度による移動報告を業務として行うことが想定されるが、そのためには(財)自動車リサイクル促進センターが運営する「自動車リサイクルシステム」への事業者登録が必要となります。

また、登録が済んでいない事業者の方は、早急に事業者登録を行う必要があります。

継続検査時の預託実務を行う事業者の場合

来年1月1日から施行される自動車リサイクル法のもと、整備事業者は引取業者、フロン類引取・回収業者などの役割を果たすとともに、継続検査時のリサイクル料金の預託実務等を行うことになります。

業の登録は各自治体に行いますが、実際に預託確認や代行手続きを行うためにコンピュータを使用して「自動車リサイクルシステム」を利用するには(財)自動車リサイクル促進センターへの事業者登録を行う必要があります。

この登録に関しては、事業者ごとに預託金の納入方式によって提出する書類が変わってくる為、まずは自社で、どの納入方式を選択するかを決定する必要があります。

預託金の納入方法により整備工場が、より利用しやすい環境を作るため次の2パターンが用意されています。

リサイクル料金預託方式

コンビニエンスストア・郵便局口座振

替を利用する場合(Aタイプ)
金融機関口座引落し(Bタイプ)
Aタイプは指定整備工場が対象となり、Bタイプは年間の継続検査取扱台数が200台以上の指定整備事業者・認証整備事業者が対象となります。

整備事業者はそれぞれ、自社にあった方式を選択し、Aタイプなら右写真にある「黄色の封筒」を、Bタイプの場合は「緑色の封筒」を事業所のある各都道府県自動車整備振興会より入手して、必要事項を記載の上各地の振興会経由でリサイクル促進センターに事業者登録を行って下さい。また、同一事業者において、継続検査時の預託実務を行わないが引取の実務を行う事業所の場合は、引取工程セットの「水色の封筒」(右写真)を入手、フロン類回収業者の登録をしている場合は、「青色の封筒」(右写真)を入手して、必要事項を記載の上、登録手続きを行って下さい(引取工程、フロン類回収工程の必要書類は、日本自動車販売協会連合会・全国



軽自動車協会連合会・日本中古自動車販売協会連合会・日本自動車整備振興会連合会の各関連団体支部等から入手できます)。

以上の条件を参考にしながら、事業者登録の申し込み用紙を取り寄せ(書類は各地整備振興会経由で入手できます)必要事項を記入の上、事業者登録は口座確認等に最大約二ヶ月を要する場合がありますので、リサイクル法の本格施行より早期の手続きが必要となります。

解体・破碎業者の自動車リサイクルシステムへの登録を!!

また、自動車リサイクル法の自動車解体業者、破碎業者の許可を取得した事業者も電子マニフェストを使用するための自動車リサイクルシステムへの登録が必要です（解体業の許可を取得した整備事業者も整備業者用の事業者登録の他に解体業者用の事業者登録が必要です）。

解体業者は「オレンジ色の封筒」（前頁写真）、破碎業者は「灰色の封筒」（前頁写真）、両方の許可を取得している事業者は、両方の封筒を入手して必要事項を記載の上、事業者登録を行って下さい（解体・破碎業者用の必要書類は各都道府県・保健所設置市の自動車リサイクル法窓口、事業者情報登録センターにて入手できます）。

以上のように自動車リサイクル法の各

関連事業者は業登録、業許可だけでなく、自動車リサイクルシステムへの登録を行い、事業者コードを取得しないと平成17年1月1日から電子マニフェスト等を利用して、実務を行うことはできません。

（財）自動車リサイクル促進センターでは、本年秋頃を目処に事業者登録が完了した事業者に自動車リサイクルシステムの詳細マニュアル等の発送、並びにパソコン画面上で作業練習ができるソフトウェアを用意する予定となっているので、その期間も考えて、システムへの登録が済んでいない事業者は早急に登録を行って下さい。

自動車リサイクルシステムへの登録に関するお問い合わせは

「自動車リサイクルシステム事業者情報センター」（平日 / 9:00から17:00 土日・祝日休業）
電話：03-5673-7403

また、自動車リサイクルシステムや自動車リサイクル法に関する質問等がございましたら、お取引のあるNGPグループメンバーに遠慮なく、ご相談下さい。皆様のお力となります。

自動車リサイクルシステム登録までの流れ



自整業も自動車リサイクル法 知っ得ゼミナール

第8回

電子マニフェストについて

今回の自動車リサイクル法でリサイクル料金とともに肝心となるのが、新しく立ち上がる使用済自動車の「電子マニフェスト」（移動報告）というものです。

リサイクル法が施行となると、各関連事業者等は使用済自動車等の引取り・引渡しを行う際、一定期間内にその旨を情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター内の一部門）に原則パソコンによる電子情報として報告を行うこととなります。これが電子マニフェスト（移動報告）制度です。

情報管理センターは、各関連事業者等が使用する共通システムを新たに構築して、マニフェスト情報を一元管理（情報の集約・保存・行政機関への報告・関連事業者等による閲覧への対応等）することとなっています。

これにより自動車リサイクル法の本格施行時（平成17年1月1日）からは、電子マニフェスト制度がカバーする範囲について、既存の廃棄物処

理法の産業廃棄物マニフェスト制度の適用やフロン回収破壊法のフロン類管理書は不要となり、また自主的取組みである使用済み自動車用マニフェスト制度も廃止となります。

自動車リサイクルシステムへの事前登録

電子マニフェスト制度による使用済自動車の移動報告は、事業所単位で行い、引取実施報告においては、引渡元事業所及び引取りを行う事業所（引取業者による引取報告の場合は最終所有者）、引渡実施報告においては、引渡しを行う事業所（自ら）及び引渡先事業所の事業所名や所在地等の各事業所情報を報告することが必要となります。

実際の報告実務においては、関連事業者等による入力実務を軽減し、また電子マニフェストシステムのセキュリティを確保するため、自動車リサイクルシステムにおいて各事業所ごとに事業者コードが付与されます。その事業者コードを入力（辞書機能有り）することで事業所名や所在地等の各事業所情報が自動入力さ

れることになっています。

そのため、使用済自動車の引取業務を行う整備事業者は、まず、この事業者コードを取得する必要があります。

各関連事業者等においては自動車リサイクル法の施行前に自動車リサイクルシステムに事業所単位での登録を行うことが必要となります。

整備事業者の場合、引取業務とリサイクル料金の預託を行う事業者は、このニュースの1ページ目に掲載されている整備業者（兼引取業者）Aセット＜黄色の封筒＞、Bセット＜緑色の封筒＞、あるいは引取業務のみの場合は＜水色の封筒＞を入手し、必要事項を記載の上、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターに送付すると、登録が完了した時点で、電子マニフェストを操作するのに必要な事業所コードと初期パスワードが各事業者に郵送されてくることになります。

今回は電子マニフェストの内容について説明していきたいと思いま

IOエコパートナー

「自動車リサイクル法緊急対策セミナー」を各地で開催!!

NGPグループとパートナーシップを組んでいるあいおい損害保険㈱では、同社の代理店となっている整備工場を対象にした「IOエコパートナー」の支援メニューの一環ともなっている「自動車リサイクル法緊急対策」と銘打った時勢セミナーを現在、全国で開催している。

自動車リサイクル法の施行も目前に迫り、自整備業界ではその対応に向けた準備が本格化してきている。



自整備のリサイクル法対応の要所を分かりやすく解説。

今回のリサイクル法で整備事業者は、使用済自動車の引取に関する業務だけでなく、車検時に「リサイクル料金の徴収」という義務が新たに発生することとなり、本来の車検業務にも大きな影響を及ぼすものと考えられる。

あいおい損保では、自動車リサイクル法の最新情報を基に、自整備が関る実務の内容に絞った分かりやすいセミナーを全国各地で展開している。

実務レベルの質問が寄せられた 東京江戸川会場

8月27日に東京の江戸川区総合文化センターで開催された同セミナーには週末の遅い時間にも関わらず、84名の参加者が集まった。

講師にはNGPグループから玉木基裕事務局長が招かれ、自整備の自動車リサイ



セミナー後の質疑応答では、自動車リサイクルシステムへの登録方法など、実務に沿った質問が寄せられた。

クル法対応についての講演が行われた。

講演の中では、今一番に自整備がリサイクル対応するための準備として、引取事業者登録の確認 自動車リサイクルシステムへの登録 電子マニフェスト等への対応を含めた環境整備 リサイクル法社内講習 適正処理事業者の選別取引先の決定といった具体的な内容を示すものとなった。

●第35回NGPグループ初期指導研修会を開催!!

NGPグループの新入会員（会員となる）メンバーが受ける第35回初期指導研修会が去る8月24日から3日間の日程で、あいおい損害保険㈱湘南東保園にて開催された。

現在、NGPグループでは毎月のように新規会員の加盟があり、初期指導研修会も今年は3月、6月に続き3回目の開催となった。

「初期指導は新入会員の方々が一日も早くNGPグループの中で、事業基盤を確立

させてもらうための研修なので、入会が決まったらなるべく、早く受講していただきたいと思っています。今期は新入会員さんが非常に多いので、初期指導研修会実施回数も多くなっています。」（佐藤幸雄組織部長）

我々のこれからの取組が、自動車リサイクル業界の未来を創る

初期指導研修会で講演したNGPグループ青木勝幸会長は、新たにメンバーとなる受講生に「今、我々の業界は大きな転換期にきている。来年から施行される自動車リサイクル法を控え、業界環境は大きく変わろうとしている。そんな中、我々、NGPグループが今後どういった取組をしていくか?によって自動車リサイクル業界の行方も大きく変わってくると



初期指導研修会修了式後、全員で記念撮影

考えているし、我々グループへの周囲からの期待もヒシヒシと感じている。ですから、新入会員の方々もグループの一員として、“自分たちが新たな自動車リサイクル業界の未来を創るんだ”という気持ちで、頑張っ

の青木会長は新入会員にNGPの存在意義を説く



NGP 通信欄

<組織 変更>

ブロック	コードNo.	会社名
東北	211	㈱福島リパーツ ㈱福島リパーツ

時代が求めるリサイクルパーツを、 全国ネットのNGPグループが、お届けします。

使用済自動車の適正処理は、NGPグループ加盟店にお任せください!

「リサイクル部品活用推進店」として仲間の輪に加わりませんか!

- ・ NGPグループは、産業廃棄物処理許可資格を有している国内最大の自動車リサイクル事業者ネットワークです
- ・ 全国どの地域でも使用済自動車の引取・適正処理に対応いたします
- ・ 当グループが生産する高品質リサイクルパーツ(同年式純正部品)は、地球と人に優しい修理に貢献します

リサイクル部品活用促進啓蒙ツール

NGPグループでは、一般ユーザーにもっと自動車リサイクル部品のことを知ってもらい、活用促進につなげていくため、リサイクル部品について、目で見て分かりやすく、簡単に説明ができる啓蒙ツールを作成しています。NGPグループ商品を取り扱っている「リサイクル部品活用推進店」の自動車整備工場、板金工場などに無料配布して、PR活動を展開しています。



リサイクル部品活用推進店ステッカー



卓上三角スタンド



リサイクル部品説明用パネルツール(表)



リサイクル部品説明用パネルツール(裏)

リサイクル部品活用促進啓蒙ツールは上記の3つのアイテムをセットにして、NGPグループメンバーから整備工場様へ無料配布いたしております。(お問い合わせは、お取引のあるNGPグループメンバーまでお願いいたします。)

NGPグループ本部

〒108-0074 東京都港区高輪3丁目19番26号 高輪光ビル5F
TEL:03-5475-1208 FAX:03-5475-1209
<http://www.ngp.gr.jp>

株NGP

〒108-0074 東京都港区高輪3丁目19番26号 高輪光ビル5F
TEL:03-5475-1200 FAX:03-5475-1201